



お客様各位

RICOH
imagine. change.

2019年2月吉日
理工事務機株式会社
代表取締役
亀井 賢太郎

消費税率の変更に関する弊社の対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、すでにご承知のとおり、2016年11月28日に施行された法律に基づき、2019年10月1日から消費税率が8%から10%へ引上げられます。つきましては、消費税率の変更に伴う弊社の取り扱いにつきまして、下記のとおりとさせていただきます。お客様におかれましてご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. コピー・プリンタ機器、システム商品、消耗品等の物品の販売について (「資産の譲渡」に該当するお取引)

2019年10月1日以降に納品させていただきますお取引から、消費税率を10%でご請求させていただきます。

※機器販売と同時に附属されるサポートパック、保守パックについては、物品の販売取引(資産譲渡)に該当するため、納品日の税率にて消費税率をご請求させていただきます。

2. コピー・プリンタ機器、パソコン等のレンタル契約等について (「資産の貸付」に該当するお取引)

契約に基づき、2019年10月1日以降にご請求させていただきますお取引から、消費税率を10%でご請求させていただきます。

3. 機器の保守サービス、導入設置料、ソフト開発等について (「役務の提供」に該当するお取引)

2019年10月1日以降に役務提供が完了するお取引から、消費税率を10%でご請求させていただきます。

- ① コピー機のカウンタ保守料金につきましては、2019年10月1日以降の締め日(カウンタ検針日)請求分から、消費税率10%となります。(国税庁の見解を踏まえての対応)

◆例：2019年10月の 10日締め(カウンタ検針)の場合	2019年8月11日~2019年9月10日の料金	8%
	2019年9月11日~2019年10月10日の料金	10%

- ② 保守サービスにつきましては、契約に基づき2019年10月1日以降のご請求分から、消費税率10%となります。但し、2019年9月30日以前にご契約いただいた税率に関して、役務提供の完了日(保守契約満了日)が消費税等の税率引き上げ施行日以降となる部分につきましては、契約のご締結・ご入金 of 時期にかかわらず税率変更後の消費税率である10%が適用されることとなります。つきましては、新税率(10%)と旧税率(8%)の差額分を別途ご請求させて頂く予定でございます。

◆例：2019年7月13日からの 年間契約の場合	2019年7月13日~2019年9月12日(2ヵ月間)	8%
	2019年9月13日~2020年7月12日(10ヵ月間)	10%

- ③ 導入時等の設置料につきましては、2019年10月1日以降に作業が完了するお取引から、消費税率10%となります。

- ④ 月額提供サービスにつきましては、ご請求対象期間が 2019 年 10 月 1 日以降のご請求分から、消費税率 10%となります。

4. その他

上記のうち、改正消費税法の各種経過措置（「資産の貸付」、「電気料金等」、「工事請負等」など）が適用されるものについては、消費税率は 8%となります。

また、軽減税率対象商品(飲食料品)についても 8%となります。

以上